

## 大館市駅なか交流センター広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大館市広告掲載要綱(平成18年6月30日)に定めるもののほか、大館市駅なか交流センター(以下「施設」という。)内部の壁面等への広告物の掲出(以下「広告掲出」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の基準)

第2条 施設の壁面等に掲出する広告物は、大館市広告掲載基準(平成18年6月30日施行。以下「基準」という。)に適合するものでなければならない。

(広告掲出の場所、方法等)

第3条 施設の壁面等に掲出を行う広告物の場所及び位置は、別紙「駅なか交流センター広告配置図」のとおりとする。

2 施設の壁面等に掲出を行う広告物の形状、規格、表示方法、付帯条件等は、施設の用途又は目的を妨げず、かつ、施設の実情に適合する限度において、市長が定めるものとする。

(広告物の製作、掲出及び撤去)

第4条 施設の壁面等に掲出する広告物は、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、市長の指定する仕様に従って製作し、掲出するものとする。

2 広告主は、広告の撤去を行おうとするときは、施設の用途若しくは目的又は施設における業務に支障が生じないように市長と協議の上、日程、工程等を決定し、市長の指示に従って撤去するものとする。

(広告掲出の募集)

第5条 広告主の募集は、市長がその期間、場所、位置、枠数、掲出条件等を決定の上、市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲出の審査)

第6条 市長は、広告掲出を行おうとする者に対して、広告物の内容を記載したデザイン素材、ラフ・スケッチその他審査の合否を判断するために必要な資料の提出を求め、審査するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、広告物の内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲出を行おうとする者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲出料)

第7条 広告主が、広告掲出に伴い大館市に納入する広告掲出料は、類似広告の市場価格等を勘案して市長が定めるものとする。

2 広告掲出料は、市長があらかじめ指定した期日内に納付しなければならない。

(広告掲出の期間)

第8条 広告掲出の期間は、1月単位とする。

2 広告主が希望する場合は、市長は複数月の広告掲出を認めることができる。

( 広告物の内容等の修正 )

第9条 市長は、広告の内容、デザイン等が各種法令等に違反している、もしくはそのおそれがある、又は基準に抵触していると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

( 広告物の内容等の変更 )

第10条 広告主は施設の壁面等に掲出した広告物の内容等を変更することができる。

2 前項の規定により変更する場合は、あらかじめ第6条と同様の審査を受けなければならない。

( 広告掲出の許可の取消し又は停止 )

第11条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他の手続を要することなく広告掲出を取り消し、又は各号に掲げる事由が解消されるまでの期間、広告掲出を停止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告の掲出がないとき。

(3) 第9条の規定による広告物の内容等の修正を広告主が行わないとき。

(4) 広告物の内容等が、各種法令又は基準に違反している、若しくはそのおそれがあるときで、第9条の規定によっても解消できないとき。

(5) その他、広告掲出を継続することが適切でないと市長が判断したとき。

2 広告主は、前項の規定により広告掲出の許可の取消がなされた場合、速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

( 広告掲出の取り下げ )

第12条 広告主は自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲出料は返還しない。

( 損害賠償責任 )

第13条 広告主は、広告掲出方法の瑕疵等自己の責めに帰すべき事由により、施設をき損し、もしくは破損し、又は利用者等に損害を与えたときは、誠意を持って損害賠償等にあたる責務を有する。

( 広告掲出料の還付 )

第14条 既に納付した広告掲出料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲出を停止し、又は許可を取り消したときは、この限りではない。

2 還付する額は、広告掲出に係る期間を1月単位で認定し算出する。この場合において、

広告掲出の期間に1月未満の端数があるときは、1月として算出する。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(委任)

第16条 この要領に定めのないもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年8月18日から施行する。